

生産情報公表牛肉のJAS規格 ガイドブック



平成16年(2004年)3月

財団法人 食品産業センター

はじめに

平成13年9月に、日本で初めて牛海綿状脳症（BSE）が発生しましたが、以来、食品の安全・安心の確保は、生産者から消費者までを含む大きな社会問題となりました。国は、平成15年12月1日に消費者の食肉に対する信頼回復を図るため、BSEの全頭検査の実施に加え、牛一頭毎に出生からと畜まで個体識別情報を一元管理し、その情報を消費段階まで伝達するいわゆる牛トレーサビリティ法を制定しています。

JAS法に基づく生産情報公表牛肉のJAS規格は、消費者が求める情報を提供する仕組みの一環として、牛トレーサビリティ法による公表情報に加え、生産履歴として給餌情報及び投薬情報を第三者機関に認証してもらいそれを公表する制度として、同じく平成15年12月1日に施行されています。

（財）食品産業センターは、農林水産省から、生産情報公表JASの認定を希望する生産者を対象に本JAS制度の説明会の開催とガイドブック作成を受託しました。全国各地で開催した説明会の実施に際しては、生産から流通に至る各界の有識者・実務担当者に検討委員として参画頂き、トレーサビリティ確保を目的として既に部分的に実施されていた事例、給餌飼料、動物医薬投与の実態、既存諸法令等多方面からの検討のうえ、テキストを作成しています。

本ガイドブックは、説明会用に作成したテキストの内容を基本に、生産情報公表牛肉のJAS規格に取り組もうとする生産者、流通関係者等の方々に対し、さらに各地の生産・流通関係者から提示された疑問・質問をも含めて、本制度の概要と生産から流通を通じた実務上の基本的な事項・要点をとりまとめたものであります。

なお、本ガイドブックの作成に際して、ご多用中、検討委員として参画された皆様と農林水産省消費・安全局及び生産局畜産部の担当官のご指導に対し厚く感謝するとともに、生産・流通関係者の皆様が、本冊子を参考として生産情報公表JAS規格の導入に取り組んで頂ければ幸に存じます。

平成16年3月

財団法人 食品産業センター
理事長 岩崎 充利